

身体的拘束最小化指針

1. 目的

本指針は、急性期医療を提供する当院において、患者の尊厳と人権を最大限に尊重しつつ、安全な医療を提供するために、身体的拘束の最小化を組織的に推進することを目的とする。

2. 基本方針

1. 身体的拘束は原則として行わない。
2. 身体的拘束は、患者の安全確保のためにやむを得ない場合に限り、必要最小限の範囲で実施する。
3. 身体的拘束の判断は多職種で行い、単独の判断で実施しない。
4. 身体的拘束の代替手段を優先し、拘束回避に最大限努める。
5. 患者および家族への説明を徹底し、理解を得るよう努める。

3. 身体的拘束の定義

身体的拘束とは、患者の行動を制限する目的で、身体の一部または全体の自由を制限する行為を指す。

- 四肢の抑制帯
- ベッド柵の過剰使用
- 車椅子・ストレッチャーへの固定
- その他、患者の身体的自由を制限する行為
- 薬を必要以上に投与したことによるドラッグロック
- 行動を制止する言葉によるスピーチロック

4. 身体的拘束の三要件（適応要件）

身体的拘束は、以下の三要件をすべて満たす場合に限り実施する。

1. **切迫性** 患者または他者に重大な危険が差し迫っていること。
2. **非代替性** 他の手段では危険を回避できないこと。
3. **一時性** 必要最小限の時間に限定できること。

5. 身体的拘束の実施手順

1) 事前評価

以下の項目を多面的に評価する。

- 意識レベル、認知機能、せん妄の有無
- 痛み・不安・呼吸困難などの不快症状
- 薬剤の影響（せん妄誘発薬剤等）
- 病室環境・見守り体制
- ライン・カテーテルの必要性和固定状況

2) 代替手段の実施

- 見守り強化
- コミュニケーションの工夫
- 痛み・不安の緩和
- ベッド高さ調整、マット使用
- 病室変更（ナースステーション近く等）
- 不要なライン・カテーテルの削減
- せん妄予防（眼鏡・補聴器・昼夜リズム調整）

3) 決定

- 医師の指示のもと、多職種で協議し決定する。
- 拘束の目的・方法・期間・解除基準を明確にする。

4) 家族への説明

- 必要性、代替手段、リスク、期間について説明し、理解を得るよう努め、身体的拘束実施時は同意書をもって同意を得る。

5) 実施

- 必要最小限の方法を選択する。
- 患者の身体的・精神的負担を最小限にするよう配慮する。

6. 身体的拘束中の観察・記録

1) 観察

- 睡眠時は2時間ごと、覚醒時は30分ごとに身体状況・精神状態を観察する。
- 特に体幹抑制を行った時には、睡眠中であっても1時間ごとに背部や体幹部の観察を行う。
- 皮膚トラブル、循環障害、苦痛の有無を確認する。

2) 記録

以下を必ず記録する。

- 身体的拘束の理由
- 三要件の確認
- 代替手段の実施内容
- 医師指示
- 家族説明の内容
- 観察内容
- 解除の検討経過
- 患者の状態変化

7. 薬剤の適正使用

1. せん妄誘発薬剤（抗コリン薬、ステロイド、睡眠薬等）の見直しを行う。
2. 鎮静薬・抗精神病薬の使用は、適応を明確にし、過量投与を避ける。
3. 痛み・不安・睡眠障害の適切な治療を行い、身体拘束回避につなげる。
4. 薬剤調整は医師・薬剤師・看護師で協働して行う。

8. 身体的拘束最小化委員会

当院は身体的拘束ゼロ委員会を設置し、以下の役割を担う。

- 身体的拘束の実施状況の把握・分析
- せん妄対策
- 事例検討会の開催
- 身体的拘束ゼロを目指す取り組みの推進
- 職員教育の企画・実施
- 指針の見直しと改善提案

9. 職員研修

- 年2回以上、身体的拘束最小化に関する研修を実施する。
- 新人研修において必須項目とする。
- 研修内容：
 - 身体的拘束の倫理・法的側面
 - せん妄ケア
 - コミュニケーション技法
 - 非拘束的ケアの実践方法

10. 指針の見直し

本指針は、医療情勢・法令・ガイドラインの変更、院内の実施状況を踏まえ、年1回を目安に身体拘束ゼロ委員会が見直しを行う。

(付表一 1)

改定年月日	改定箇所	改定内容・理由	承認者	作成者
2009年2月13日	—		渡辺	土肥
2012年9月10日	一部		星	東山
2016年1月14日	—	確認	星	小諸
2016年4月27日	V-8 図-1	削除 徘徊予防センサー削除	星	小諸
2016年7月20日	VI 図2	変更 項目追加	星	中根
2020年1月20日	I	修正	星	小諸
2023年5月6日	II III・IV 図1 図2 看護計画	修正 加筆 加筆・修正（身体拘束3原則を追記） 加筆・修正（身体拘束3原則と医師指示を追記） 全体的に見直し	星	伊東
2024年4月11日	4・1・1)	全体修正 包括指示ととられかねない文章を削除 看護計画を基準から削除し、別紙へ 承諾書を削除し、別紙へ	星	伊東
2024年5月20日		全体修正 基準と手順を分けた	宮山	伊東
2026年4月日	全体	基準というテーマを指針として改訂	宮山	伊東